

市民文教委員会会議録

平成26年1月31日(金)

(開会) 14:00

(閉会) 15:32

【 案 件 】

1. 学校施設等の再編について
2. 生活環境について

【 報告事項 】

1. 「飯塚市社会教育委員の委嘱の基準に関する条例(素案)」の市民意見募集の実施結果について (生涯学習課)
2. 迷惑防止条例の検討状況と市民意見募集の実施について (環境整備課)
3. 飯塚市指定ごみ袋の仕様の変更について (環境施設課)
4. 環境センターの盗難事故について (環境施設課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「学校施設等の再編について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

本日、お手元にA3サイズの資料としまして、各小中一貫校建設スケジュールについてという3ページにわたります資料をお配りさせていただいておりますので、そちらをごらんください。

今回配付させていただいております、A3サイズの資料の1ページをごらんください。左端上段から幸袋中学校区、中段に鎮西中学校区、下段に穂波東中学校区のスケジュールとして記載しております。

次に、変更前を公共施設等のあり方に関する第二次実施計画におきます平成28年度を目途に開校するものとしておりましたスケジュールを、変更後を建築設計におきますスケジュールとして記載させていただいております。

まず、上段の幸袋中学校区でございますが、建設適地の決定を平成24年8月に決定した後、基本設計の中で工事工程を詰めておりますが、現在のところ既に公表しております技術提案書のスケジュールを前提に検討を行っているところでございます。それに基づきますと、変更後としまして、建設工事の完了が平成27年度末、グラウンド整備工事が28年度という形となっているところでございます。

次に、鎮西中学校区でございますが、平成24年2月に建設適地の決定を行った後、建設地が農地であることから農用地利用計画の変更の事前協議を県と行い、平成24年10月から基本設計を実施しまして、平成25年3月に農用地利用計画の変更申請を市のほうに行っております。その手続きにおきまして、時間を要しているところでございます。このことから、本年度中にその見込みを立て、その後、造成、建築の実施設計を行い、工事を行いますと、当初、平成28年度を開校の目途としておりますところを、2年繰り延べ平成30年度開校の見込みとさせていただくものでございます。

次に、穂波東中学校区でございますが、平成24年2月に建設適地の決定を行った後、平成24年7月から基本設計を実施し、現在、造成・建築の実施設計を行っているところですが、工事ローテーションの検討におきまして、児童の安全性をより確保することなどから、開校を1年間繰り延べし、平成29年度開校とさせていただくものでございます。

なお、穂波東中学校区につきましては、2ページに穂波東中学校区小中一貫校の鳥瞰図を添付しております。また、3ページをご覧ください。今後の工事工程を記載しておりますが、この工事工程をご説明しますと、新校舎を既存グラウンドに建設することとしておりますことから、まずグラウンドを確保するため、平成26年の7月の夏休みから12月にかけて、北側グラウンド、屋外運動場でございますが、その造成工事を行い、平成27年1月から平成28年2月にかけて、校舎周りや道路の拡張工事等を行うなど、新校舎を完成させるものです。この時点で現平恒小学校の児童を新校舎に移転させます。

また、平成28年4月から5月にかけて旧給食調理場、プール等を解体しまして、体育館の建築、平成28年10月から平成29年1月にかけて、既存校舎周りの造成等工事などを実施するものです。この後、楽市小学校、穂波東中学校の児童生徒を移転させ、平成29年度から開校させるものです。

なお、この工程としまして、開校を1年遅らせる理由としましては、先ほども申しましたが、北側グラウンド造成、校舎建築、既存校舎の改修などを平成27年度までに実施することとしますと、工事があちらこちらで行われることとなり、児童への危険性が高まりますことから、今回の工事工程とすることで、工事期間中におきます工事区分が明確となり、児童の安全性の確保がよりできることとなります。

また、今回の工事工程であれば、北側グラウンドは利用できることとなり、体育館のみ使用不可能の期間が2年間となりますが、近隣の体育施設を活用することで、授業への影響を最小限に抑えることができるものと考えております。このようなことから、開校を1年遅らせていただきたいと考えております。

以上、各小中一貫校建設スケジュールについての説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

日程が全部ずれ込むわけですけど、これは該当する地区、PTA等にはもう説明済みなんでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

地元を含めまして、PTA等の説明につきましては、こののち、開校準備協議会に報告をさせていただきます。必要に応じて自治会長への報告、また学校を通じた周知文書の配付などを行って、周知を図っていきたいというふうには考えているところでございます。

道祖委員

12月議会の一般質問で、学校再編について、これに関連して防犯灯の設置の話をしていただいておりますけれども、その後、関係部署との協議はどういうふうになっておるのか、お尋ねいたします。

学校施設整備推進室主幹

さきの委員会等でご質問のありました件でございますけれども、一般質問を含めましてご質問がありましたところですが、一応防災安全課と協議を行っております。それで、設置についての条件整備というところについて、所管課で行ってくださいということがございますもので、現在、設置者、自治会等になる部分もございまして、その部分を含めまして、農区等の関係者とですね、意見の調整ということで、今後3月に地元の農区の方の座談会等もございまして、その中でちょっと意見を伺わさせていただこうというところでございます。

道祖委員

これは一貫校の建設について、だいぶん環境が変わってくるかなということで質問してきて

おりますけれど、既存の学校に対しての防犯等の設置についてはどういうふうに取り組んでおるのか。

学校施設整備推進室主幹

既存の学校の防犯灯の設置につきましては、市の小中学校PTA連合会などから要望書、危険箇所、そういうものの届け出がっております。その部分につきましては、教育委員会の中で集計をさせていただき、関係機関、関係課、そういうところにですね、要望を上げていっているというところでございます。

道祖委員

学校再編については、このように一年間ずれ込んできておるということですが、幸袋中学校区と穂波東中学校区は既存の学校のある場所での建て替え、統合という形になってきます。ということは、従来も通学路が使われておるということですので、3月から関係自治会、関係農区と話し合いを進めるということでありまして、できるだけ早くですね、整備されて、お話を進めていただいて、できるならば稲刈りが終わる時期から防犯灯が、26年度から設置できるように努力をお願いしたいと思いますけれども、その考え方については問題がありませんでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

いま質問委員の言われましたとおり、今後、関係者と協議をしながら、26年度の秋口から設置ができるかということにつきましては、ここの場ではちょっとお約束はできないところですが、それに向けてですね、早急に設置のほうに向けては努力をさせていただきたいと考えております。

道祖委員

教育委員会としては積極的に進めるということですが、これは総務課の防災との、防災担当ですか、との協議ということですから、当然、総務部との話し合いをしないわけじゃないけれど、市としては、生徒の児童の安全安心ということを考えると、積極的に取り組んでいく姿勢はあると思いますけど、副市長どうなんでしょうか。

副市長

恐らく通学路の安全確保については、当然一定の整備は必要だと思っておりますし、優先順位を、恐らく、まあ要望としてはたくさんの方が上がっておるでしょうから、その危険度、あるいは優先順位というものをきちっと教育委員会とこちらの方で打ち合わせて、緊急なものから必要に応じて整備をしていきたいというふうに思っております。

道祖委員

ぜひ、生徒児童の安全確保という立場からですね、整備をよろしく願いいたします。また、協議の実態というか、経過というのは逐一知らせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査としたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、生活環境についてを議題といたします。バイオコークスの実証実験について、執行部の説明を求めます。

環境施設課長

飯塚市クリーンセンターで実証実験の実施方法について、検討いたしましたので報告いたし

ます。

バイオコークス投入方法につきましては、実証実験ではバイオコークスを貯留ピットからクレーンで供給ホッパまで運び、一定量を台車に乗せて搬送し、溶融炉へ投入するための切出し装置が必要となりますので、現在ある汚泥供給ラインを利用し、バイオコークスを定量的に投入することを検討いたしました。

現在、汚泥処理は、安定操業を行うために、ごみピットに直接投入し、ごみと攪拌して処理をしておりますので、汚泥供給ラインは未整備のまま利用しておりません。この汚泥供給ラインの利用にあたりましては、清掃工場中央制御室と新しい供給ライン操作制御系をつなげるため、通信・電気系統等の設備更新が必要であり、また、搬送物が異なるためクレーン設備、供給ホッパ、搬送台車等の供給ライン全体の改造が必要となります。改造等の費用につきましては概算でございますが、約9千万円から1億円の費用が必要となり、改造等にかかる工期につきましては約6カ月程度必要と考えております。

また、バイオコークスを直接ごみピットへ投入することも検討いたしましたが、バイオコークスの形状に関わらず、ごみクレーンを使いバイオコークスを定量的に炉へ投入することができないため、コークスの低減効果を検証し石炭コークスの代替として評価することは困難であると考えております。このことにより、実証実験の実施可能時期につきましては、汚泥供給ラインの整備完了後と考えております。

次に、2炉同時稼働による実証実験については、クリーンセンターでは溶融炉2炉保有しておりますが、通常1炉稼働中は、もう一つの炉は次の立ち上げに備えるため、点検整備を実施し、交互運転を行っております。現在、施設延命化を図るため、平成22年度から平成27年度の6カ年で清掃工場設備の大規模整備更新を行っており、2炉同時休止期間中は共通系の設備更新を行い、1炉稼働中は休止している炉の設備改良・施設更新など、休止期間を最大限に活用し、実施しておりますので、2炉同時稼働による実証実験は行えない状況となっております。また、石炭コークス及び副資材を貯留ピットから溶融炉へ供給する設備は単独ではなく、1号炉・2号炉の共通設備であり、石炭コークス及び副資材を搬送するための専用ラインとなっております。定量的にバイオコークスを投入する専用ライン及び貯留ピットの確保のためには、汚泥供給ラインの整備が必要となります。

次に、実証実験の方法についても検討いたしております。前提条件といたしまして、溶融炉の安定操業とごみ処理を優先することとし、また、溶融物（スラグ・メタル）の品質管理において、重要な指標となる溶融物温度の管理基準を設け、溶融物温度を適正に維持しながら、石炭コークス使用量の低減効果を検証いたします。

なお、管理基準を下回った場合には、ブランクコークスを投入し炉況安定を図ることとなります。実施方法につきましては、操業安定化後の石炭コークス原単位を基準として設定いたします。現在、案であります、基準ベースとなる設定値を60キログラムと想定いたしております。また、石炭コークス1に対し、バイオコークス2を投入することとし、溶融物温度、処理量の確保で次の代替条件へ移行することとしております。

まず初めに、代替条件1、これは10%代替でございます。石炭コークスを6キロ減しまして、バイオコークスを12キロを投入、代替条件2といたしまして、20%代替、石炭コークスを12キロ減らしまして、バイオコークスを24キロ投入、代替条件3といたしまして、30%代替でございますが、石炭コークスを18キロ減いたしまして、バイオコークスを36キロ投入と、それぞれの代替条件での検証期間を8日間程度と予定した場合、実証実験全体の期間は約1カ月程度と考えております。

最後に、今後の実証実験において使用するバイオコークスの使用量及び購入の概算費用については、実証実験を代替条件のとおり実施いたしますと、バイオコークスの使用量は約52トン必要となり、購入費用としてバイオコークスの単価を7万円と仮に想定いたしますと

364万円、これに別途運搬費用が必要と想定されます。

以上、報告を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

説明があったんですけど、私ども手元に何も資料がない形では、正直わからないんです。資料を提出していただけますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:20

再開 14:20

委員会を再開いたします。

環境施設課長

今の私のご説明につきまして、若干手元に資料がありますので、それをお配りしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

いいです。ちょっと待ってもらって。進みましょうか、その間に。

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求のあっています、資料は提出できますか。

環境施設課長

提出できます。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員からの要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。さきに進みます。

道祖委員

確認ですが、実証実験はするということで、さきの委員会で、副市長の答弁をいただいております。それにしたがって、実証実験の計画を立てているというふうに理解いたしますが、それでよろしいでしょうか。

環境施設課長

先ほど答弁いたしましたように、いま2炉運転稼働状況についての困難性も難しいというお話をいたしましたし、実際に定量的にバイオコークスを石炭コークスの代替という形の中で、実証実験をするためには、先ほど答弁いたしました、汚泥供給ラインの整備が必要であるというふうに考えております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:23

再開 14:23

委員会を再開いたします。

環境施設課長

先ほど答弁いたしましたように、いま現在、未使用でありますので、今の現在の大規模整備計画については整備をする計画はございません。

(発言する者あり)

汚泥処理の前段といたしまして、もともと汚泥処理をするために、今の汚泥供給ラインの整

備をしたわけですが、先ほど答弁いたしましたように安定操業するために、いま直接、ごみピットに汚泥を投入いたしまして、攪拌して処理をしてるという状況でございます。現在、その汚泥の供給ラインにつきましては、未整備、そして利用してないという状況でございます。今後とも、その部分については利用する予定はないということでございます。

道祖委員

ようわからんけど、副市長は、実証実験をやりますといったと。やるとするならば、その汚泥処理の装置をつけなくちゃいけないと。だけど、つけるつもりはないと。じゃあ、実証実験しないといってるの、あなたは。

副市長

前回の委員会で、一定の一週間から10日ぐらいだったら可能ではないかと、実証実験をすることにやぶさかではないと答弁しております。その後、実証実験をするために所管課と詳しく打ち合せますと、単純にバイオコークスを買ってきて、炉にくべるだけでは、その実証実験の目的がはっきりしないというようなことも、私の少し考えのあまいところもあったんですが、もちろんCO2の削減とか、環境にいいことはもう当然わかっておりますが、バイオコークスの単価が今、通常の石炭コークスに比べて、単価が2倍強ぐらい高いとか、もちろんそういうことはある程度想定はしておったんですが、実証実験をする目的が、単純にこう、何か定量的にきちっとした数量的にするためには、そういう設備があると、正直言ってその汚泥のピットが云々ということは、私は技術的には存じませんでした。これが、やはり8千万から1億程度かかるということを知りまして、ちょっと私も実証実験をする費用にしてはですね、後につながるために非常にこれが、先々につながればいいんですけど、非常に今の状況では厳しいなど。ただ単に持ってきて、こちらに運んできて1週間か10日燃やして熱量がどうだということは、たぶんこれは可能だと私は正直今でも思っております。その実証実験した結果、どういうことを目的にやるのか、どういう効果を生んだということを知りて把握するためには一定の設備が、細かいことは別にしまして、必要だと聞いて、担当のほうから説明を受けて、この実証実験のために1億近い設備を投資することについては、若干今ためらいがあるというのが正直なところでございます。

道祖委員

副市長、あのね、この質問は1年かけてやってるんですよ、はじめから。で、やっと前回の委員会であなは納得したんですよ。納得して、あと担当に聞いたらちょっと金がかかると。この1年間、私が言った質問に対してあなたはこういうふうにご考えてたんですか。ただ議員が質問してるから、ああ言わせとけというような感覚で、あなたはこの1年間委員会に臨んでおらっしゃったわけですか。

副市長

決してそういうことではなくて、当初、近大の先生のあれでもあるし、近くてせっかく近大の先生のそういう技術があれば、補助もいただけるというお話も当初ありました。それで、一定の設備にある程度かかって、補助があつて効果があればという思いもありましたけども、じゃあ、これがそれをやった結果ですね、いい結果が出て、先々、その前回の委員会でありましたように、どの県か正直忘れちゃったけども、バイオコークスをつくるのに、県全体で1カ所つくってそれを利用しているというようなことでありますので、飯塚市単独でこれを継続的にずっと維持してやっていくには、余りにも財政的に費用負担が多いと、これは当初からそういう頭もございました。ただ、一定の効果が、近大の先生のそういう実験にお手伝いをして効果があるものであれば、補助事業をいただいて、市の財政負担がなければ、これは当然、私はある意味やるべきだろうという正直な気持ちを持ってございましたけど、今回、その実証実験をするだけで、だけとは言い方が悪いんですけど、その辺の1億ぐらいの費用がいる、汚泥ピットですか、それを整備する金額等については正直把握しておりませんでしたけども、燃やして、ど

の程度で、だからどういう目的でどういう効果を得るのか、数量的にやるためにはどうしてもそういうことが必要だというふうに担当課の説明を受けて、それはちょっと費用負担が大きいなというのが正直な思いです。環境に、これからの時代ですから、金額だけやない、多少、環境に配慮したことも当然のことながら、これは必要でしょうから、これは自治体としても考えていかなければいけないというふうには十分思っております。ですから、一連のこの問題が出て、いま質問委員が言われるように、相当期間も経っておりますが、その間全く、いやその委員が言ってあるからちょっと聞いたこととかそういう気持ちはさらさらございません。やっぱりできるものは何とかですね、飯塚市の現状の中でやれるものはやって、お互いにいければいいなというのは正直に思っております。

道祖委員

汚泥を入れる装置をつくれれば1億、ただね、答弁聞いているとバイオコークスそのものの、代替、石炭コークスに代替できるということは理解されてるというふうに思うんですけど、答弁聞いているとね、やってみるだけの価値はあると。ただ金がかかるから、金がかからんやつたらやってもいいと。そういうふうな感覚なんですか。

副市長

私の立場というか、私としては今いろんな事業やっておりますので、正直言ってそういう財政的な負担が余りないのであれば、それはやる気持ちは強いんですけど、やっぱりこれで飯塚市単独だけでこれをずっと永続的にやるには、もちろんバイオコークスを、よそでできたものをずっと運んできて、それを使うということであれば、バイオコークス自体が石炭コークスよりも単価自体がもう既に倍ぐらい、今の現状ではですよ、高いということもありますし、運搬賃もかかる。プラスそれを飯塚市だけで単純に財政的な負担をしながらやっていくのは、非常に厳しいと正直思っております。

道祖委員

その話になると元に戻るんですよ。じゃあ、草木を燃やしてるのが、一般質問のときには確か2200トンあると、年間、2200トンをクリーンセンターで処理してるという答弁であったですね。だから1トン当たりいくら金かけて、いま物を燃やしてますか。処理費1トン当たりいくらですか。

環境施設課長

平成24年度ベースでいたしますと、トン当たり約2万3千円というふうに認識しております。

道祖委員

だからトン当たり2万3千円かかっているということは、石炭コークスが安いとか言っても、それを石炭コークスに替えるならば、それを燃やさなくていいんだから1トン当たり要は2万3千円浮くわけですよ。処理費から考えたらね。2200トンを燃やしてるということになれば、いくらになりますかという話なんですよ。2200トンを燃やしてるという仮定のもとで、それを燃料に替えると、そしたらいくらですか。何千万かなるでしょう。あらかた5千万近くなるでしょう。ということは、それはある程度、値段は下がってくるということになるわけでしょう。それと言ってるのは、その確かに、汚泥処理の新しい施設をつくれればそういうことなんです。高くつくでしょう、設備投資が。だけど今の段階では、実証実験をやってほしいと言ってるのは実際にバイオコークスが使えるか使えないかということをやってほしいということ、まず言ってるわけですよ。そのときに説明したら、課長答弁では、現実的には管理が難しいということではできないと言ってますけど、工夫の仕方ではできるんじゃないんですか。ごみを上部から入れてるから。上部からバイオコークスを入れるという方法は絶対とれないんですか。

環境施設課長

先ほど答弁いたしましたように、バイオコークスを定量的に炉の頂上から入れるということにつきましては、いま現在、清掃工場で使用してない汚泥供給ライン、この整備が必要であるということ为先ほど答弁申しましたように、実際にその方法しか今のところないというふうに考えております。

道祖委員

それがよくわかんないんですよ。ごみは上部から入れてるんでしょう。何でそこからバイオコークスを入れることができないんですか。

環境施設課長

要するにコークスのラインが1系統でございます。1系統の中で、頂上で1号炉と2号炉と、今回バイオコークスを、要するに代替コークスという形の中で実証するためには、石炭コークスの割合とバイオコークスの割合、それを炉の頂上で計量して、炉の中に入れるということが必要であるというふうに考えております。そのためには、その供給ライン、バイオコークス専用の供給ラインを整備しなくちゃいけないと、それがクリーンセンターの、いま現状の中では、いま一切使っておりません汚泥供給ライン、これを整備しなければ、道祖委員が言われてますその定量的な中で、バイオコークスが石炭コークのどのくらい、例えば10%削減できるのか、20%できるのかという実証実験は困難であるというふうに考えております。

道祖委員

あのね、石炭コークスを計量しながら投入してるというのはわかるんですよ。だから、その代わりにバイオコークスを入れると。計量してるんだから、10入れているところを8にしますと。代替を、熱交換の関係があるから4入れなくちゃいけないとか、その4をですね、測ったものをクレーンでつって、上から投入するという事は可能なんじゃないんですか。

環境施設課長

そういう方法になれば、当然、ごみピットの中にバイオコークスを投入して、ごみ供給クレーンのクレーンで上につり上げるという方法になるだろうと、そうした場合に今の計量的なものにつきましては、実際にごみの定量的な、バイオコークスの計量が困難であるというふうに考えております。

道祖委員

あのね、整理しますよ。ごみをつかんでクレーンで上部から入れてます。そして、バイオコークスをつかんで入れたらどうですかと言ったら、それは可能なんでしょう。つかんで入れることは可能なんでしょう。あなたが言ってるのは、そのつかむというときにごみと同じようにばらばらだったらね、それが計量できないからと言っててるんですよ。そうでしょう。ということは、きちっと袋か何かに入れたものをクレーンでつって入れれば、それは可能じゃないですか。

委員長

暫定休憩いたします。

休憩 14:36

再開 14:38

委員会を再開いたします。

環境施設課長

現実問題といたしまして、いま道祖委員が言われております考え方について、理屈的には可能であるというふうに考えておりますが、ごみピットの中に、そこだけを、要するにバイオコークスだけのところのエリアを設けると、そうしないとバイオコークスだけの量は入れられないと。いま通常、ごみピットの中にはごみが溜まっておりますので、そういうふうな、要するにいま言われてますのは、石炭コークスを入れる、そして、その分に対して、バイオコークスの、ごみピットの一部からそこにクレーンで供給して入れたらいいんじゃないかというふう

に言われると思いますが、現実問題としてバイオコークスだけをつかんで炉の頂上に持っていくこと困難であるというふうには、私は考えております。

道祖委員

私はね、実際に機械を扱ってないからわかんないけれど、理屈としてできるならね、やってみたらいいじゃないですか。理屈として考えられますということだったら、計量したバイオコークスをクレーンがつかめる位置、工夫して、端のほうでもいいし、上部でもいいし、クレーンの動きはよくわかりませんがね、動ける範囲の中で、ごみを投入するのは支障ないようなところに確保できるようにしておいて、つかんで入れるというような形は可能じゃないですか。あのごみピット見てたら、広いから。

環境施設課長

あのごみピットの中に1カ所、要するにバイオコークスだけのところに専用的に確保するというのは、現実的に困難であると。というのは、そこだけです、バイオコークスのところだけ、それともう1つはバイオコークスだけを、要するにごみと一緒につかんでおりますので、それがどのくらい計量的に入れてるかというのは

道祖委員

私はあなたの答弁この1年間聞いてるけどね、やる気のない答弁でしかない。やるというならね、工夫があるはずなんです。だけど金がかかります。それだけの答弁だと思う。私はね、やり方によっちゃあですね、ベルトコンベアを置いてですね、それで計量したやつを入れろうと思ったら、入れられるんじゃないかと思えますよ。そしたら、そういう工夫をすることによって金はね、かからないでやれるんじゃないかと言ってんですよ。どうもこの1年間やっててですね、新日鉄ができませんと言ったら、できません。そして、金がかかる金がかかるということだけでね、やる気が見えないんですよ。工夫を、やれる工夫はないのかと言ったら、ありません、ありませんじゃないですか。実証実験に金かかるのはわかってたはずなんです、これは、初めから。その点を言ってるんですよ。

副市長

私が前回まずやってみましょうということで、論議になっておりますが、私も現場の細かいことは、正直言って承知しておりません。ただ今いろいろやりとり、それから私もこう例えばですね、あらかじめ計量したやつをピットの中にぼんと入れちゃってガラガラとかき混ぜて入れたら、何キロ入ったとなるんじゃないかというような言い方もちょっと今してたんですけど、そうするとピットが広いから、例えば10キロなら10キロ、バイオコークスを叩き込んで、当然ごみは攪拌しないと均一にいきませんから、じゃあ10キロきちつつかんで入れたかどうかという問題は別として、何かいろんな知恵、例えば区切ってその範囲内でするとか、もう少しちょっとですね、私も現場知りませんが、もう少し私も現場を見て、新日鉄を呼んで、私自らですね、その辺を詰めてみたいと思えますので、これ今やってても、現場のほうは非常に、できれば私はさっき言います、8千万から1億か、その設備を使わないで、つくらないでできる方法をですね、私自身が新日鉄とお会いして、何かいい知恵ないのかという形でですね、詰めてみたいと思えますので、ちょっと時間を貸してください。今さら、お前何を言うかというお叱りを受けるかもわかりませんが、その辺ですね、そうしないと、今のままいきますと、できるできないだけの話だけになってしまいますので、できる方向は、どうしたらできるのかという形で、新日鉄とちょっと詰めてみますので、時間をちょっと貸してください。もともとそれを詰めとかないかん話じゃないかと言えば、そのとおりですけど、改めてここでそういう時間をですね、ちょっと貸していただけないかと思っております。

岡部委員

いま副市長が言われたことに尽きると思うんですけどね、知らない人が聞いたら、あのピットの中で、物を攪拌していくときにね、バイオコークスだけ別なところに、一定の確保するス

ペースをとれというふうな形で、それは難しいでしょうと、それはわかるんです、私もね。ただ、これ実験ですからね。極端に言えば、10キロ入りの袋を中に投げこんどって、その袋をつまんで落とすぐらいのことは、別に袋が燃えてしまっても構わんわけですからね。要は、全体をやってみるかということのほうが大事なんで、恐らくいま答弁があったり、ここに資料をいただいているけど、これは新日鉄さんから出てきたんだろうと思うんですよ。現実にもども、JFEさんですかね、の炉の中身についても見学に行ってみてきたんですよ。できるんですよ。ただ、あとはやろうというふうな気持ちの中で、それを初めから、こういうものをつくっていったら8千万、9千万、1億円かかりますのでやれませんかという話はないだろうと私も思いますので、ぜひ、そこのところは前向きに検討していただきたいとお願いします。

道祖委員

ぜひお願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

江口委員

この検討の部分でちょっとお聞きしたいんですが、汚泥貯留ピット並びに汚泥供給ホッパとありますよね。このピットとホッパに関しては、人がすぐそばで作業をやると思ったら、できる環境にあるんでしょうか、どうなんでしょうか。ピットはまあね、深くなってるかもしれないですけど、切り出しして搬送経路とありますね、出していただいた資料の中で、ピットからホッパに切って切り出して搬送台車から熔融炉となります。この作業の中で、ここの中で人力で例えば言われたみたいに、ベルトコンベアがあってそこにぼんと乗せるような作業はできるのか、できないのか。こういった形状になっているのでしょうか。

環境施設課長

具体的に、いま江口委員が質問されたことにつきましては、検討はいたしておりませんが、通常、汚泥ピットのクレーンがあります。そのクレーンと、それから持っていきます汚泥のホッパ、それから台車等については、いま現在、古いやつがございます。今回、この中で実証実験を行うためにはバイオコークスの大きさを、直径いま10センチでございますので、1対2の割合で実証実験をやる必要があるというふうに考えております。実際、いま、ここの中については、古い施設でございますので、先ほど申しましたように中央監視制御室で、量的なものを計量するところが、実際いま使えないという状況になっております。

江口委員

今お聞きしたのは、そこの搬送のところ、経路の中で、人が例えばそこにおいて、ベルトコンベアが走ってて、そこにぼんと乗せるような作業ができるようなところがあるのかどうなのか、そういった形状の話をお聞かせいただければと思っています。

環境施設課長

実際、その辺は現場と協議したなかで、その辺のスペースがあるのかどうか、軽量できるのかどうかということを含めまして、再度検討したいというふうに考えております。

委員長

いやいや、あるのか、ないのか。

環境施設課長

実際にですね、私、そのところ、現場をですね、ちょっと上のところですので、そういうスペースがあるかないかというのは、確認しておりません。

江口委員

やはり、そこら辺をやってないから言われるんだと思うんです。現実には、この量であると、この代替条件の1ですね、出していただいた資料の2枚目の下のほうなんですけど、代替条件の1でしたら、日量でいったら、これは9トン使うという形になるんですかね、それとも、これ

9トン割る8日間になるんですかね、日量としては、代替条件の1でしたら、1日ですと何トン使うんでしょう、これ。

環境施設課長

バイオコークスの定量の下のほうに試算しておりますが、代替条件1ということで、トンあたり12キロで、日90トンでございますので、それを掛ければ1日あたり、それを8日間ということで、約9トンと。これが要するに実際、その8日間という想定をした中で、約9トンと。これは、コークスの10%というふうに考えていただければ、よろしいというふうに考えています。

江口委員

ということは、この代替条件1だと、この9トンを8日間で割った、これだったら1.125か、これが1日の使用量なわけですよ。24時間運転でしょう、ですよ。1.125トンであると、24時間で割ると本当に1時間あたりって、すごい少ないんです。そうすると、ほんとに改造するまでもなく、ある意味、人がそこに張りついて、よいしょってやったらできる量なんです。実証実験に関しては、三交代でやって、スペースがあればなんです。とすると、この実証実験で言われてた、いま課長、副市長が言った、この費用がかかる、この概算費用の9千万から1億、改造費用に関してはここを改造せずにも、この費用としてかかるだけの、ざっと、一番下の364万、このバイオコークスの費用とそれと、ある意味、作業員の費用でね、いけると思うんですが、そこをきちんと次回までに精査していただきたいと思いますが、よろしいですか。

環境施設課長

いま江口委員の質問につきましては、現場の事業所、それからNSESの本社と協議いたしまして、検討したいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

次に、第二次行財政改革前期実施計画に基づく直営し尿収集業務の一部移管について、執行部の説明を求めます。

環境施設課長

第二次行財政改革前期実施計画に基づく、直営し尿収集業務の一部移管について、ご報告いたします。現在の直営のし尿収集業務体制につきましては、収集車両3台で係長1名、正規職員6名、臨時職員3名の合計10名体制で業務を行っております。今回、第二次行財政改革の取り組みとして実施します、直営のし尿収集業務の移管につきましては、民間委託等の推進として、飯塚市職員労働組合、飯塚地区の一般廃棄物収集運搬業許可業者と協議を重ねた結果、協議が整いました。移管内容につきましては、移管区域は相田地区の一部で、件数は509件となり、これを平成26年4月1日をもちまして、総合開発企業組合に移管するものでございます。

移管の業者決定につきましては、合特法に基づき、平成9年度、平成18年度の移管の状況を踏まえた上で決定しております。また、今回移管予定でありました別の1社については、辞退を申し出ておられます。

この結果、平成26年4月1日からの直営のし尿収集運搬業務体制につきましては、収集車両2台で係長1名、正規職員4名、臨時職員2名の合計7名体制となります。また、4月からのし尿収集業務変更に伴うトラブルが、発生しないよう事前に該当世帯に周知徹底を図ります。

以上、報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します、質疑はありませんか。

(な し)

次に、目尾団地下及びツキアゲ谷ごみ埋立地に係る環境調査結果（中間報告）について、執行部の説明を求めます。

環境対策課長

目尾団地下及びツキアゲ谷ごみ埋立地に係る環境調査結果（中間報告）について、ご報告いたします。

お手元に配布しております資料がございます。いろいろと色を塗った資料でございますが、1枚目にA4判でこの2つの埋立地の位置図を添付しております。赤色の所が今回調査した埋立地で、クリーンセンターの東側に位置し、図面の下の方には緑色で表示しておりますが、環境センターと終末処理場が近くでございます。

この2つの埋立地につきましては、ご承知の委員さんも多くいらっしゃると思いますが、平成8年に地域住民の方から、国の行政委員会である公害等調整委員会に、環境センターと終末処理場を含めた悪臭被害に係る責任裁定及び原因裁定の申請がなされ、その後、公害等調整委員会による審問等が進められた結果、平成11年7月に公害等調整委員会の職権調停が成立しております。

また、この調停条項に定める飯塚市は、地域住民団体と公害防止協定を締結し、その確認のため環境保全協議会を設置することに対し、地元9自治会と公害防止協定を締結し、市長の諮問機関として環境保全協議会を設置しましたが、申請人であります共闘会議等と、団体としての要件を満たさないとする事由から共闘会議と協定を結ばなかったため、本市に対し、平成22年1月に公害等調整委員会から共闘会議との協定締結について、義務履行勧告がっております。

このため、平成23年度から環境対策課で共闘会議及び関係各課等と協議を進めてまいりましたが、最終的に埋立地の環境調査をしっかりと、その結果を見て協定内容を協議し締結することで基本的に合意し、昨年7月から調査を開始しております。その調査結果でございますけど、資料の2枚目、A3版のほうになります。調査箇所的位置図となります。図面右側の太線で囲んでいるところが目尾団地下埋立地で昭和46年から51年にかけて焼却灰、不燃ごみ等を、また、昭和49年から56年にかけて下水道汚泥を埋立て処理しております。埋立て終了後はグラウンドとして整備し、地権者である古河機械金属に地元への開放をお願いし、以前は住民運動会などもここで開催されております。

図面の左端の太線で囲んでいるところがツキアゲ谷埋立地で、昭和55年から63年にかけて、毎年、1カ月程度おこなってございました旧清掃工場のオーバーホール期間中の収集ごみを埋立て処理しております。

また、今回の調査につきましては、目尾団地下埋立地は、焼却灰を処理しており、また、調停条項では公園として整備することになっておりますので、土地の安全確認を行なう必要もありますので、埋立地内部の調査として、図面のほうで示しております、赤い色を塗ったところ5箇所に、G1からG5となっておりますが、ここにごみの底地に達するまでボーリングを行ない、抜き取った埋設物をそれぞれ分析しております。表示のGHが標高で、DEPが深度となります。

また、深度が一番深いG3の内部地下水を採取して調査し、ボーリング孔5箇所から出てきました湧出ガスの調査も行っております。

また、埋立地から外部への影響調査といたしまして、汚染が基本的に地下水を通して広がることから、埋立地の上流側と下流側に地下水を採水する井戸を設置し比較するために、青色の四角で表示しておりますが、W1、上流側に1箇所、W2、W3、下流側に2箇所、井戸を設置し地下水の調査を行なっております。

次に、図面の左側になりますが、太線で囲んでいる箇所がツキアゲ谷で、こちらは埋設物が

旧清掃工場オーバーホール期間中の収集ごみになりますので、下流側に1箇所に採水用の井戸を設置し、地下水の調査を行なっております。その調査結果につきましては、資料の3枚目と4枚目に添付いたしております。

まず、資料の3枚目をお願いします。目尾団地下埋立地の内部の調査結果ですが、左側の表がボーリング5箇所から採取した埋設物の分析結果で、右側の表が内部地下水の分析結果となっております。

埋設物調査につきましては、廃棄物に関する環境基準はありませんので、埋設物を表の右端の欄に記載しております。土壌汚染に関する基準値と比較しております。分析の結果、下段の網掛け部分になりますが、ふっ素が、3箇所で、ほう素が、1箇所で土壌の環境基準値を上回りましたが、他の25項目及びダイオキシン類についてはすべて基準値を下回っております。

次に、右側の表の内部の地下水の分析結果ですが、比較した基準としては排水基準、これは汚水等を水処理施設で処理し河川等に放流する際の基準値で、分析の結果、ほう素及びその化合物が少し上回っておりますが、その他の27項目とダイオキシン類等については排水基準値をクリアしております。

なお、下段の継続項目は、国が定めた処分場の安定化に関する監視マニュアルで定める3項目の調査項目を検査しております。

資料の4枚目をお願いします。埋立地の周辺環境への調査として、目尾団地下埋立地の上流と下流の3箇所及びツキアゲ谷埋立地の1箇所の地下水を、昨年11月に採取し分析したもので、地下水の環境基準項目、水質汚濁防止に係る生活環境項目及びダイオキシン類など、全47項目について調査を徹底して行いましたけど、全ての項目で基準値を下回っております。

なお、資料は添付しておりませんが、今回の調査でボーリング孔からメタンガスと二酸化炭素が比較的高い濃度で検出されております。これは埋立てから30年余りが経過し、今回初めて埋立地の底までボーリングしたため、内部の残留ガスが湧出したと思われ、3月にもう一回調査を行いますので、その結果を見て県とも協議を行い適切な対応を検討したいと考えております。

また、地下水調査についても1月と3月の調査を残しておりますが、今年度予定の調査項目のほとんどの分析結果が出ましたので、本日、本委員会に報告のうえ、2月6日開催予定の環境保全協議会で報告し、また、共闘会議とも公害防止協定の締結に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

道祖委員

基準値を超えてるという網掛けがありますね。埋設物の調査結果が4カ所、そして地下水の内部調査1カ所ですね。このふっ素、ほう素というのは、どういう影響を、基準値を超えるとどういう影響が出てくるのか、お尋ねいたします。

環境対策課長

一般的にその摂取する量にもよりますが、一般的には腹痛とかそういうものが多いと聞いております。また、ふっ素につきましては、鉛とかひ素と同じように自然界に多く存在する物質で、特に産炭地域あたりには多く存在すると聞いております。また、ほう素につきましては、業者とも今回の調査結果を見ているとお尋ねしましたが、ガラス繊維とか、陶器の上薬などにも多く使用されておることから、細かい調査を今後しなくちゃいけない場合はわかりませんが、そういう不燃物の埋め立てによる影響が出ているのではないかと考えております。

委員長

いやいや、課長、人体の影響。

環境対策課長

基本的には、ネットで調べた程度ですけど、腹痛とかそういうものが恐れがあるというふう
に聞いております。

道祖委員

課長、地元を持って行ってから説明せないけんやろう。説明したときに、これは基準値を
超えたらどうなんですかと地元の方は思いますよ。そのときにネットで調べて、腹痛だけと言
うよりも、ちょっとネットが悪いとは言わないけれど、もう少し学術的なやつとかね、そうい
うやつを調べて、きちっと住民に説明してください。やっぱり、安心安全ですから。お願いい
たします。何か答える。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

江口委員

今の3枚目、4枚目では、いま指摘があった網掛け以外は基準値以下というお話があったん
ですけど、例えば3枚目のですね、8番、右の8番、アルキル水銀化合物ですね、基準値で
いうと検出されないべきなんだけれど、この数値としては0.0005未満とあります。そし
て次の4ページ、4枚目に関しても1番のカドミウム、2番の全シアン、そして7番のアルキ
ル水銀、8番のポリ塩化ビフェニルに関しては、基準値を上回っているような、ではないか
と思うんです。ところがですね、このカドミウム、この4枚目だとですね、0.003以下とな
っているんですが、3枚目だと0.1以下なんですね。こちらのほうの3枚目はカドミウム及
びその化合物となってまして、項目が違うのかもしれないんだけど、ちょっとそこら辺がわか
らないので、ちょっとそこを、お答えいただけますか。3枚目の右の8番、アルキル水銀化
物、それと4枚目の1番、2番、7番、8番ですね。ここについて、お答えください。

環境対策課長

最初のご指摘の検出されないということで、何とか未満という表現になっておりますが、ほ
かのこういう分析結果で報告するときにも書いていると思いますけど、基本的に計量器の計量
限界値以下のときにこの未満という表現になりまして、検出されないということについてはこ
の未満も値するというので環境省のほうから指導がっております。それと、先ほどのカド
ミウム等の検査の基準値につきましては、4枚目はあくまでも地下水としての基準値で、3枚
目のほうは、これは先ほどちょっと説明しましたけど、排水基準項目といって一般的に施設か
ら処理した水を河川等に放流する際の基準ということで基準値が若干異なっております。内部
の水につきましては、当然そこにごみの埋まっておりますので、通常の処分場におきまして
も当然悪いわけですけど、基本的に参考としてこの排水基準に基づいて比較を行っております。

江口委員

この未満と書いてある部分に関しては、機械の限界値であるので、これは不検出と理解して
いいということですね。あと3枚目と4枚目が違うのは、4枚目については地下水の分だと、
3枚目については排水基準だというふうなお話だったんですけど、欄外の注を見るとですね、
両方とも省令に関しては、昭和46年の総理府令35号を適用とあるのですが、この省令の中
に2つ以上そこがあるということではないんですかね。

環境対策課長

国が定めた基準につきましては、地下水の基準が一番厳しいような内容になっております。
ほとんどが、水道水の基準に近いような基準値で、だいたいその排水基準が、おおまかです
けど、だいたい地下水の水質基準の10倍程度がこの排水基準として国のほうが定めてある
みたいですよ。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

その他全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

いま目尾団地下及びツキアゲ谷ごみ埋立地に係る環境調査結果の報告があったわけですが、この際に地元との公害防止協定というお話が出てきましたけれど、公害防止協定に関してお尋ねいたしますけれど、これは鯉田地区工業団地、鯉田の工業団地にですね、企業が進出してきておりますけれど、この企業進出に際しては地元等の公害防止協定等は結んでるのか。

環境整備課長

協定と申しまして、各企業様と市と、もしものときには立入調査をさせていただきたいというような内容の協定を結ぶという作業を今、させていただいております。基本的に企業様と地元という協定を自動的につくってというふうな形では今のところ飯塚市の中ではとっておりません。

道祖委員

企業誘致する際には、市と企業と公害防止協定を結んでるというふうに理解していいですか、今の答弁では。

環境整備課長

今までそういう作業ができてないところもございますので、今その作業を進めているという状況でございます。

道祖委員

そういうふうに答弁されると、できているところとできてないところはどこですかというふうにお尋ねしなきゃいけないんですけど。

環境整備課長

鯉田についてはその協定はまだ結べておりません。

道祖委員

鯉田については、今後は企業が出てきておりますけれど、すべてその話し合いはやるということで理解していいんですか。それとともに、他にやってないところについては、きちっとそういうことをしていくという考えであるということでもいいんですか。

環境整備課長

いま委員がおっしゃるとおり、環境基本計画等にもそういうふうに乗っております、そういうふうな形をいま、対応させていただいてる状況でございます。

道祖委員

企業によってはね、いろいろ条件が違ってくると思うんですね。騒音がでる会社と水がよく使われる企業とか、いろいろあると思うんですね。だから、ケース・バイ・ケースだと思うんです、内容はね。ですけど、こういう協定を結んでないというような、いま進めてるということですけど、どういうふうになっておるか。結んだ、結ぶ予定だ、とかいうやつを、ぜひわかるようなものを出していただけないかなと思っておりますけれど。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま道祖委員からの要求のあつています資料は提出できますか。

環境整備課長

次回とかでよろしければ、今おおよそ100未満ぐらい結べているところもございますので、それをリストにすることは可能ですので、次回までに用意させていただきたいと思います。

委員長

お諮りいたします。ただいま道祖委員からの要求のありました資料について、要求すること

にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の用意を後日お願いいたします。

その他全般についての質疑、ほかにありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市社会教育委員の委嘱の基準に関する条例(素案)の市民意見募集の実施結果につい
て」の報告を求めます。

生涯学習課長

1ページの市民の意見募集の趣旨でございますが、平成25年6月14日に、「地域の自主
性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆ
る第3次一括法が公布され、この中で、社会教育法の一部が改正され、平成26年4月1日に
施行されます。

この社会教育法の改正により、これまで社会教育法に定められていた社会教育委員の委嘱の
基準が、文部科学省令で定める基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めることとなりまし
た。このことから、委員の委嘱の基準を、条例で定めるにあたりまして、文部科学省令を参酌
することとなりますが、飯塚市の社会教育委員を選ぶ基準については、広く市民の意見を聞く
ため、実施したものでございます。

4ページをお願い致します。実施期間は、平成25年12月2日から12月20日までの
19日間で実施してございました。提出状況は、11名の方からご意見をいただき、その内訳は、
8名が市内にお住まいの方、3名が市外にお住まいの方です。

意見等の概要ですが4ページをお願いいたします。上段の内容別意見の件数のところござ
いですが、11名の方から、合計29件の内容で、ご意見をいただいております。内容別に
集約いたしますと、委員の選出基準(公募)に関するご意見が11件、女性委員の積極的な登
用に関するご意見が10件、委員の任期及び兼務に関するご意見が4件、関係団体への推薦依
頼に関するご意見が1件、その他個別のご意見で質問等が3件ございました。

提出していただいた意見の概要及びそれに対しての市の考え方を4ページから5ページに記
載しておりますので説明については省略させていただきます。

社会教育委員は、10名の方に委嘱しております。平成24年度の改選において、既に委員
の公募を実施しており、女性の登用率については、現在30.0%となっています。

今後の委員改選におきましては、飯塚市審議会等の設置及び運営に関する指針等に基づき、
遵守し達成できるよう努めているところです。

このことから、運用面に対応できると判断しており、直接条例に反映するような内容ではな
いと考えております。

また、市民意見募集の実施結果につきましては、市のホームページに掲載し、報告させてい
ただく予定でございます。

なお、社会教育委員の一部条例改正につきましては、3月議会で上程させていただくところ
です。

以上簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「迷惑防止条例の検討状況と市民意見募集の実施について」の報告を求めます。

環境整備課長

「迷惑防止条例の検討状況と市民意見募集の実施について」、ご報告させていただきます。資料は、「飯塚市生活環境の保全に関する条例（素案）」市民意見一覧のつづりをお願いいたします。

飯塚市生活環境の保全に関する条例（素案）につきましては、平成25年12月19日開催の当委員会でご報告しておりましたが、平成25年12月25日から平成26年1月20日まで、市民意見募集を実施しました。その意見についてご報告いたします。ご意見は8件寄せられました。ご意見の内容を簡単にご説明させていただきます。

資料1ページをお願いいたします。意見ナンバー1については、一行目にありますように「当条例が出来ることは大賛成です。」、最後の行に「1日も早い条例の制定・施行を希望します。」と今回の条例に対してご賛同いただいております。その中で周知の徹底と罰則の明示を希望されております。2ページのナンバー8については「この条例ができることにより、住民間のトラブルがふえ、ますます住みにくい生活環境になるのではないか」というご心配をいただいております。それ以外のご意見は身近な問題のご要望に関することとございました。その中でもナンバー3については「条例が一日でも早く成立するように期待しています。」というお言葉をいただいておりますし、ナンバー7のご意見では環境に対する取り組み方について、種々のご提案をいただいております。身近な問題のご要望については担当課と協議をしてお答えをしております。また環境の取り組み方に対するご提案については、今後内部協議し、参考とさせていただきたいと考えております。これらの市民意見と、私どもが商工会や商工会議所などのご意見等をいただいたことを踏まえ、条例素案を見直しましたので、その内容についてもご報告いたします。

3ページの資料2をお願いいたします。目次の部分はのちほど、該当項目でご説明いたします。前回と今回という形で対比をさせていただいております。第1条の「健康の保護及び」については環境基本条例の理念を表現するために入れておりましたが、この条例の中に直接「健康の保護」に係る部分はございませんので削除させていただきました。

4ページをお願いします。第2条の定義では6号の「他人」の部分の表現を追加しております。8号については、ここでは「飼い犬等」はすべての愛がん動物を指すように規定しておりますが、条文の中で「飼い犬等」の表記のままでは、「猫についてはどうなっているのか」というご意見を多数いただきましたので「飼い犬、飼い猫等」という表現に変更いたしております。

5ページをお願いいたします。7条の2項については、散歩のときのみを限定した表現になっておりましたので、より広範囲な糞の放置を対象とするように修正しております。8条については回収容器の設置について、商工会、商工会議所や商店街連合会の方と協議させていただく中で、現実的には「回収容器がゴミ箱化する。」「管理上すぐ近くではなく店舗内に設置したい。」などの要望があったため、義務規定ではなく、努力規定に変更いたしました。9条につきましては「周囲の良好な生活環境に支障を生じさせること」を要件に加えました。これがないと山間部などで誰にも迷惑をかけていなくても、例えば樹木が繁茂しただけで助言、指導の対象となりますので追加をいたしました。2号と次ページの9号につきましては、内容に共通点がありましたので、この2つを1つにまとめました。8号につきましては、法律の規定の

部分を引用しておりましたが、簡略化いたしました。10条は、追加する部分の後の「害虫又は悪臭」という部分との内容のつながりから「飼養箇所において」という文言を追加したものです。12条は先程ご説明いたしました8条の「回収容器の設置」を努力規定に変更いたしましたことにより、8条を助言又は指導の対象から除いております。これで修正箇所のご説明を終わります。

8ページをお願いいたします。この資料の3につきましては、先の委員会で「国や県などの他の法令等のあるものについては、そちらで対応させていただく。」というご説明をいたしておりましたが、それがわかる資料が欲しいというご要望がありましたので、迷惑行為の種類ごとに適用される法令等をまとめさせていただいております。説明は省略させていただきます。

以上で、ご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市指定ごみ袋の仕様の変更について」の報告を求めます。

環境施設課長

今、お手元の方に資料をおあげしておりますが、飯塚市ごみ袋の仕様の変更についてでございます。飯塚市指定ごみ袋の外観の大きさ等の仕様の変更を予定しておりますので、報告いたします。なお、この変更に伴う、ごみ袋の規格、容量の変更はありません。

この変更理由については、「ごみ袋を留めております紙ラベルがはがし難い、ロールの巻きが緩い」などといった意見が、市民の方から寄せられておりました。このことを解消するために変更を行うものです。

具体的には、ごみ袋を留めております紙ラベルののり付けを2カ所から1カ所に変更し、また紙ラベルの形状を変更することによりはがしやすくするものです。また、巻の緩みについては、袋の折り込みを深くすることで巻を緩みにくくいたします。

今後のスケジュールにつきましては、2月作製分より変更し、販売については、4月くらいから順次変更となる見込みです。

なお、この仕様の変更の周知につきましては、自治会回覧・ホームページ等にて周知を行う予定です。また、量販店などのごみ袋販売店にも事前に周知を図ります。

以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「環境センターの盗難事故について」の報告を求めます。

環境施設課長

環境センターにおきます盗難事故について、ご報告申し上げます。し尿処理手数料収集に係るつり銭、現金取扱員領収印等の盗難事故について、ご報告いたします。

この事故について、市への信用を失墜させ、損害を招く事態を発生させましたこと、市民の皆様及び関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今回の事故は、環境センターで保管している、し尿処理手数料集金用のつり銭3万円、その他物品として、現金取扱員領収印、携帯用電卓、ウエストポーチの各3個が紛失したものです。上記物品は、ウエストポーチの中に一括して保管しておりました。

盗難事故の日時につきましては、1月4日、土曜日、業務終了後の午後5時30分から1月6日、月曜日、午前8時の間であります。1月6日に、業務の準備をしようとした際に、ウエストポーチが3個とも紛失していることに気づきました。ただちに、職員全員で窓の破損や施錠した際の状況を確認したところ、洗濯室裏窓が15センチほど開いている事を確認し、飯塚警察署へ通報し被害届を提出しました。同日、飯塚市現金取扱員領収印を無効とする告示を行っております。

なお、今回紛失した現金については、全国市長会の公金総合保険に加入していますので、損害額を請求する準備をしています。

今回の事故の原因は、公金等を取り扱っていることに対する危機管理の甘さ及び施錠確認の徹底を怠っていたことが原因です。

対策としまして、退所時の複数回の施錠確認でチェック体制の強化を行い、執務室の施錠の追加を行うこととあわせて施錠の強化をはかりました。また、公金等を取り扱っている自覚、個人情報の取り扱い等について、職場研修を実施いたしました。今後とも定期的に職場研修を実施いたします。

今後、二度とこのようなことがないように、危機管理の徹底及び施錠確認の強化を行ってまいります。なお、捜査状況について飯塚警察署で確認しましたところ、データベースで指紋照会を行っている段階で、結果は出ていません。今後の捜査は前歴者と指紋照合とあわせた広域的な捜査となりますとの状況説明を受けております。

以上報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。